

高齢者の虐待防止への取組みについて

1 法整備等

平成 18 年 4 月 1 日

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
- ・改正介護保険法第 115 条の 38 第 4 項に地域支援事業の一つとして「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業」が規定される。

2 これまでの主な取組み

平成 18 年 5 月

- ・「新宿区養護者による高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等実施要綱」制定

平成 18 年 6 月

- ・ケアマネジャー(ケアマネット新宿会員) へのアンケート調査実施
- ・「新宿区高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会設置要綱」制定

平成 18 年 7 月

第一回高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会開催

<協議事項>

これまでの取組み、虐待の相談・通報受理状況、ケアマネへのアンケート調査結果の報告

「新宿区高齢者虐待防止実務マニュアル(案)」について

悪質商法被害防止ネットワークについて、ほか

平成 18 年 9 月

「高齢者虐待防止実務マニュアル - 新宿区版 - 」完成、実務従事者へ配布

3 相談・通報の受付状況(10月末現在)

- ・相談受付件数(のべ) 211 件(前年同月 83 件)
- ・通報受理件数(区役所包括での通報集約件数) 47 件
通報受理後は、養護者等と分離し緊急ショートへとつなげた者を含め、保健センター、担当ケアマネ等とのケア会議開催及び定期的な訪問を実施している。